

函館市企業局水道技術管理者に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する水道技術管理者（以下「技術管理者」という。）等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術管理者の設置)

第2条 企業局に技術管理者を置く。

2 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例（函館市条例第46号。以下「条例」という。）第5条で定める資格を有する者のうちから、技術管理者を選任する。

3 選任の順序については、別表1のとおりとする。

(技術管理者の職務)

第3条 技術管理者は、次の各号に規定する職務に従事し、およびこれらの職務に従事する他の職員に対し、必要な技術指導および監督を行う。

(1) 水道施設が法第5条に規定する施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

(2) 法第13条第1項に規定する水質検査および施設検査に関すること。

(3) 給水装置の構造および材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関すること。

(4) 法第20条第1項に規定する水質検査に関すること。

(5) 法第21条第1項に規定する健康診断に関すること。

(6) 法第22条に規定する衛生上の措置に関すること。

(7) 法第23条第1項に規定する給水の緊急停止に関すること。

(8) 法第37条前段に規定する給水停止に関すること。

(9) 水質汚染時および災害時などにおける取水、配水の制限に関すること。

(10) 水質検査計画に関すること。

(11) クリプトスポリジウム等の対策に関すること。

(12) その他水道の管理について技術上の職務に関すること。

2 技術管理者は、前項第1号から第6号までに規定する職務を行った場合において、それが重要または異例なものと認められるときは、管理者に報告するものとし、第7号から第9号までに規定する職務を行う場合は、事前に管理者に通知しなければならない。

(技術管理補助者の設置等)

第4条 前条第1項各号に規定する技術管理者の職務を補助し、当該職務の円滑な処理を図るため企業局に水道技術管理補助者(以下「技術管理補助者」という。)を置く。

2 技術管理補助者は、函館市企業局処務規程(平成23年函館市企業局規程第7号)に定めるところにより、前条第1項各号に規定する職務を所掌する課の長(室の担当課長を含む。)およびこれに準ずる者をもって充てる。

3 技術管理補助者の職務のうち、特に重要または異例な事項に属すると認められるものがあるときは、事前に技術管理者に報告しなければならない。

(職務の代理)

第5条 技術管理者が事故やその他の事由により不在のときは、条例第5条で定める資格を有する者が職務を代理する。

2 職務を代理する者の順序については、別表1のとおりとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。

別表1（第2条，第5条関係）

順位	職
第1順位	上下水道部長
第2順位	上下水道部次長
第3順位	管路整備室長
第4順位	業務課長
第5順位	計画担当課長
第6順位	建設担当課長
第7順位	維持管理担当課長
第8順位	浄水課長